

上田市認知症伴走型支援事業委託
仕 様 書

令和8年3月

上田市

令和8年度 上田市認知症伴走型支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名 上田市認知症伴走型支援事業業務

2 委託期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 受託者の上田市内の事業所
- (2) 前号のほか、市長が別に認める場所

4 事業目的

認知症伴走型支援事業は、認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常のかつ継続的に行う伴走型支援拠点の整備を推進することで、認知症の人やその家族の支援体制の充実を図ることを目的とします。

5 実施日及び実施時間

相談受付日は、原則として週1日以上、1日につき6時間以上とする。

また、緊急の場合については、定められた時間外においても対応を可とする。

6 業務内容

本事業の実施については、国が定める「認知症総合戦略推進事業実施要綱（平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局長通知別添1）」を遵守し、以下の業務を行うこと。なお、「伴走型相談支援マニュアル～認知症高齢者グループホームで「認知症伴走型支援事業」に取り組むために～（令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）」も参考にすること。

(1) 相談場所は、主に伴走型支援拠点となる介護保険サービス事業所において、認知症介護に従事し専門的な知識を持つ職員により、次のような取組を対応可能な日時をあらかじめ決定した上で、相談窓口であることを事業所の看板やホームページ等において明示し、日常のかつ継続的に実施するものとする。

ア 認知症の人に対して、社会参加活動へ促すなどの生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言を行うこと。

イ 家族に対して、精神的・身体的負担の軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言を行うこと。

ウ 地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ等の関係機関と連携し、情報連携や継続的な足元体制の確保に努め、認知症の人とその家族の支援の幅を広げる取組みに協力すること。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 相談業務は、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護予防小規模多機能型居宅介護等の、日頃より認知症介護に従事し専門的な知識を持つ職員が勤務する介

護保険サービス事業所等において実施すること。

イ 相談業務を行う事業所等の職員は、当該介護保険サービスの提供業務に従事すべき時間帯と本事業に従事する時間帯とを明確に区別すること。なお、これは、管理者等の常勤専従の職員が本事業に従事することを禁止するものではなく、当該事業所等の業務に支障のない範囲であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で従事することは差し支えないという趣旨である点に留意すること。

(3) 広報

対応可能な日時の設定については、認知症の人や家族の利便性を考慮の上であらかじめ決定し、ホームページ等で対外的に公表すること。

(4) 関係機関との連携等

ア 他の関係機関による支援が必要である場合には、地域包括支援センターと連携し、適切な機関等へつなぐこと。

イ 事業を実施するに当たって、上田市（以下「市」という。）と協議の上実施すること。

(5) 報告

事業の実施後は、相談件数や継続して支援した人数、地域包括支援センター等からつながった件数、相談事由等の実績を取りまとめ、市へ報告すること。

7 委託業務の実績報告

(1) 受託者は、相談ごとに受付票を作成して管理すること。

(2) 受託者は、毎月、月末に受付票を集計した月報を作成し、翌月 15 日までに市へ提出すること。

(3) 受託者は、業務の履行状況について市から照会がある場合は速やかに回答すること。

8 支払い方法

(1) 年度末に一括払いとする。

9 個人情報の保護

(1) 事業実施により知り得た個人情報は、この事業以外の目的で使用してはならない。

(2) 個人情報を紛失した場合は、速やかに市に報告し指示に従うこと。

(3) 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

10 その他

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、市及び受託者の協議により解決を図るものとする。

11 担当課

〒386-8501 長野県上田市大手 1-11-16

上田市福祉部高齢者介護課 高齢者支援担当 TEL : 0268-23-5140 FAX : 0268-29-4466